

(仮称)景観条例(素案) パブリックコメント 意見及び市の対応方針

【意見書の種類】	【意見の概要】	【市の考え方】	【素案の修正】
景観条例	<p>高層建物は景観を害し、環境を損ねると思います。そこで「景観条例」に次の条項を入れて頂きたく、よろしくをお願いします。</p> <p>当該条例が発効したとき、流山市内に現に生え、かつ、生存している最も高い樹木より高い建物を建築することはできない。測定の対象となる樹木は同一の場所で10年以上生存したものとし、その高さは、その樹木が地面に接するところから測定するものとする。建物の高さは、建物が建築される土地の最も低い地面から測定するものとする。</p>	<p>建物の高さの制限のような財産権に対する厳しい制限について、実効性を持たせたるために強制力を持って規制しようとする場合には、高度地区、景観地区など都市計画として定めることとなります。</p> <p>そのためには、地域の皆様の合意形成が重要です。</p> <p>本景観計画、景観条例では、届け出を義務付け協議、誘導により、良好な景観形成の啓発、普及を進め、共通理解を深めていきます。</p>	なし
景観条例	<p>新川耕地区域の「新川の森景観保全ゾーン」について</p> <p>再来年にかけて、流山ICで流通センターの開発が行われています。また、周辺でもこの開発に合わせ、ガス工事、電線埋設工事のほか、道路拡幅を目的とした道路工事が行われているようです。特に道路(市道)拡幅工事では、斜面林の伐採も行われたようです。</p> <p>こういう状況を見ると、計画・条例は、来年4月から施行のようですが、4月までに駆け込みで申請が出され、許可を出すこともあり得るのではないかと危惧しています。許可については、施行までの間、保留にすることを明文化できないのでしょうか？</p>	<p>本条例は、届出による規制を伴うものですので周知する期間が必要となります。</p> <p>事前の周知に努めるとともに、開発許可等が必要なものについては、それぞれの申請時に指導していきます。</p>	なし
景観条例	<p>【両素案を通して】</p> <p>“釈迦に説法”で恐縮ですが、「景観法(以下法と記述)」「景観条例(以下条例)」「景観計画(以下計画)」という新しい法制度上の仕組みとして位置づけるには、現素案では次の点で不十分なものではないかと思いました。</p> <p>「条例」は、景観行政団体としてのいわば憲法とも言えるものですから、法に沿った全ての基本的条項を組み込み、以下に続く「計画」策定の法的根拠づけに十分足るものにしなければならないと思います。</p> <p>それへの基本的視点なり重みづけが不足していると思いました。</p> <p>特に、法の趣旨に沿ってはいるものの法定外事項にあっては、そのことを明確に条例の中に組み込まなければならないものだと思います。</p>	<p>景観法により、条例で定めるもの、計画で定めるものが規定されています。</p> <p>景観計画は、景観法第8条に基づいて策定します。</p> <p>また、本条例は、景観法から委任を受けた事項、自主的に規定する事項で構成されており、基本的には、景観法の規定の中で読み込むことができると考えられる事項については記載していませんが、十分、機能すると考えています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、目的、基本理念、市、市民、事業者の責務の規定について、追加、修正します。</p> <p>追加・修正した条例 (目的)</p>	あり
景観条例	<p>而して、両素案の位置づけは主客転倒のものではないかと思いました。</p> <p>誠に失礼ながら、既存の市独自型景観計画(流山市都市景観形成基本計画)で全てを可とし、今回の法に沿った「条例」づくりは殆ど軽視もしくは付け足し的なものにししか扱っていないと思えませんでした。</p>	<p>第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、流山固有の自然、歴史、文化、生活空間等を活かした潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p>	
景観条例	<p>素案段階ではありますが、所謂景観三法という在来法との整合性も図られた初の総合法ですから、当然のごとくその策定には、庁内関連部署との整合調整もすでに済まされていると思いたいのですが、正直申しますと甚だ疑問に思わざるをえません。特に罰則規定なども盛り込まれている厳格な法に基づくものですから、庁内法務担当部署などの関与もまた不可欠の一つではないかと思いました。</p>	<p>第2条 流山の良好な景観は、江戸川、利根運河の自然、新川耕地、市野谷の森等の豊かな緑、社寺等の歴史的文化的遺産、落ち着きのある住宅地と活力のある市街地など、市民にとってかけがえのない共有の財産であることにかんがみ、市民が誇りと愛着を感じる魅力あるまちの恩恵を享受できるよう、保全、活用、創出、改善及び育成が図られなければならない。</p> <p>2 良好な景観の形成は、市民、事業者及び市が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携し、かつ、協働して推進されなければならない。</p> <p>(市の責務)</p>	
景観条例	<p>全体構成について</p> <p>法に沿ったの条例ですから、出来るだけ総合的且つ系統的に結びつけた順序による構成のものが適切かと思いましたが、因みに、他景観行政団体のことで恐縮ですが、県下最先行の市川市景観条例(以下参照)のものが、その雛形として適当かと思いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章 総則(目的、用語、基本理念、市の責務、市民の義務、事業者の責務) ・第2章 良好な景観の形成に関する基本的施策等(詳細略) ・第3章 景観計画(詳細略) ・第4章 景観計画区域内における行為の制限等(詳細略) ・第5章 市民等による良好な景観形成に資する活動の推進(詳細略) ・第6章 景観審議会(詳細略) <p>附 則 施行期日ほか 別 表 第4章関連の詳細基準</p>	<p>第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を高めるとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。</p> <p>4 市は、公共事業を行う場合は、基本理念及び景観計画にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動及び自らの施設が、景観の重要な構成要素であることを認識するとともに、地域の景観に配慮した施設の整備、緑化等積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p>	
景観条例	<p>第1条について</p> <p>理念としての条文ですから、市としての景観行政は決して「景観法」制定が出发点ではなく、既に策定済みの「グリーンチェーン戦略」や「流山景観まちづくり百年の計」で証左されるごとく、在来から推進してきた市独自の行政理念であることを、第1条的に強調されるような格調高い条文にされたら如何かと思いました。</p>	<p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、身の回りの景観に配慮するとともに、地域の良好な景観の形成に積極的に参加するよう努めなければならない。</p>	

景観条例	<p>素案第14条について</p> <p>その設置根拠なり位置づけについて、説得性が欠けるものだと思います。むしろそのような仕組みや機能を設けるなら、法に沿った前記市川市のような地方自治法に基づく「審議会」設置によるものとし、その旨条例に盛り込むことの方がその重要性和責任所在の明確性のためにも適切なものかと思いました。</p>	<p>景観計画、景観条例では、対象建築物等の届出、事前協議を義務付けすることにより、良好な景観形成を協議、誘導していくこととしています。</p> <p>そこでは、迅速、機動的な対応が求められることから、広い見識と豊富な知識をもった専門家の意見、助言を得ることにより、良好な景観の形成を推進していきます。</p>	なし
景観条例	<p>流山市景観条例（素案）に対する要望</p> <p>松ヶ丘地区の地区計画導入に向け、住民に住環境についてのアンケートを実施した結果では、住宅街の町並みを壊しているのは営利目的のアパート等であるとの回答が圧倒的でした。第1種低層住居専用地域に戸建住宅と営利目的のアパート等が同居していることは、都市計画法や建築基準法に問題があるのかもしれませんが。</p> <p>市民の目線での町並景観に対する期待は、一般的に植栽が殆ど無く、デザインも仕上げの材質もあまり良くないアパート等を何とかしてもらいたいと言った所でありました。</p> <p>ご存知のように、既存優良住宅地の地区計画導入の大きな理由はアパート問題のようです。地区計画導入には市民も行政も大きな労力を必要とします。又、住民の合意が得られ易い比較的良好な住宅地では導入出来ますが、利害関係が存在し、町並景観が劣化している地区では導入が困難なようです。このような理由から、地区計画はかなりエゴ的な制度で、町並景観の差別化を助長する制度とも言えます。</p> <p>今回示された景観条例（素案）では、住居系用途地域に於いては、高さが10m以下の建築物は届け出の必要がありません。理由として概ね3階建て以下の建物は、景観に及ぼす影響が比較的小さいとしておりますが、市民の目線の街並景観との間には少し差があるように思われます。</p> <p>住居系用途地域をひと束ねにして考えるのも問題があります。少なくとも第1種低層住居専用地域と準住居地域との間では何らかの違いがあってしかるべきです。両者の間には用途上の大きな違いがあります。</p> <p>景観を大きな目線・高い目線で捉えるのも重要ですが、市民の目線で捉えるのも又重要であります。市民が満足し、誰もが住んでみたくなるような住環境や街並み景観を創造するのが景観法の理念（理念の、等）ではないでしょうか。</p> <p>最近、景観的に劣悪なミニ開発的な行為が目につきます。宅地の細分化も進んでおります。少なくとも町並景観が良くなるとは思われません。開発行為も500㎡以下は届け出が必要ないことになって居りますが、小規模のものほど建物のデザインや植栽等の配慮が足りない物が多いようです。</p> <p>以上の理由から、ともかく戸建住宅やアパート等及びミニ開発に対しても届け出義務を課していただきたい。植栽計画等の添付の義務付けと窓口の指導でかなり改善されることを確信いたします。</p>	<p>良好な景観は、規制の強化によることよりも、市民、事業者、市が主体的に理解、協力等を行うことで共通認識を醸成することにより、形成されていくことが望ましいと考えています。</p> <p>そこで、景観計画区域を市全域とし、住宅地等についても基準を設けています。</p> <p>届出については、基本的にこれまで開発指導等で事前協議の対象としている規模のものとしましたが、住宅等の小規模のものについては、市民、事業者への周知、啓発に努めていきます。</p> <p>また、植栽計画については、今後、グリーンチェーン認定の普及など緑化推進の施策の充実を図っていきます。</p>	なし

<p>景観条例</p>	<p>本書は、(仮称)流山市景観条例(素案)に対するパブリックコメントに基づく意見書、修正案の提案です。</p> <p>A: 意見の要点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協働の美名の下に、市としての責任が回避されている。条例の基本理念を手抜きしている。 2. 市、事業者、市民の役割や責務について、あいまいになっている。 3. 国で景観法ができたから、条例をつくるという受身の態度 4. TX沿線と新川耕地だけを特別扱いにしていいのか 5. 緑の伐採の届出は新川耕地以外にも適用すべきではないか <p>B: 修正案</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、流山市における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある地域の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって市民生活の向上並びに市民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>修正案提案の理由:</p> <p>素案では、「市民、事業者及び市が、協働して、・・・本市の良好な景観の形成に寄与することを目的とする」とあるが、「協働」は景観法にもあるように、「取り組み方」の問題であり、良好な景観の形成を目指す政策の実施は、一義的には市の責任である。(景観法においても、国の良好な景観形成の政策の実行を国、及び地方自治体の責務としている。)</p> <p>市が予算と権限を持つ景観行政団体として、どのような目的で、景観条例を施行するか、市としての主体性を持って、この条例の「目的」を規定すべきである。「協働」は市と市民、事業者との関係において、有意義で、望ましい「関係のあり方」ではあるが、そのことを、この条例の目的とする事は、景観行政団体としては、不真面目と言える。</p>	<p>景観法により、条例で定めるもの、計画で定めるものが規定されています。</p> <p>景観計画は、景観法第8条に基づいて策定します。</p> <p>また、本条例は、景観法から委任を受けた事項、自主的に規定する事項で構成されており、基本的には、景観法の規定の中で読み込むことができると考えられる事項については記載していませんが、十分、機能すると考えています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、目的、基本理念、市、市民、事業者の責務の規定について、追加、修正します。</p> <p>追加・修正した条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するために必要な事項及び景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることにより、流山固有の自然、歴史、文化、生活空間等を活かした潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 流山の良好な景観は、江戸川、利根運河の自然、新川耕地、市野谷の森等の豊かな緑、社寺等の歴史的文化的遺産、落ち着いた住宅地と活力のある市街地など、市民にとってかけがえのない共有の財産であることにかんがみ、市民が誇りと愛着を感じる魅力あるまちの恩恵を享受できるよう、保全、活用、創出、改善及び育成を図られなければならない。</p> <p>2 良好な景観の形成は、市民、事業者及び市が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携し、かつ、協働して推進されなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な景観の形成に関する総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市民及び事業者の景観に関する意識を高めるとともに、良好な景観の形成に関する情報の提供その他の支援に努めなければならない。</p> <p>4 市は、公共事業を行う場合は、基本理念及び景観計画にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動及び自らの施設が、景観の重要な構成要素であることを認識するとともに、地域の景観に配慮した施設の整備、緑化等積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、基本理念にのっとり、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、身の回りの景観に配慮するとともに、地域の良好な景観の形成に積極的に参加するよう努めなければならない。</p>	<p>あり</p>
<p>景観条例</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 (景観法第2条の基本理念にのっとり、流山市の景観条例の基本理念を新たに追加して第2条に規定されたい。素案では景観法の基本理念をそのまま、この条例の理念と規定しているが、国の基本理念をそっくりそのまま流山市の基本理念とすることは、言葉遣いなども含めて、無理がある。)</p>		
<p>景観条例</p>	<p>(市の責務と先導的役割)</p> <p>第3条 市は、この条例の理念にのっとり、良好な景観の形成について、良好な景観の形成に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2. 市は、公共事業を行う場合は、この条例の理念にのっとり、良好な景観の形成について、先導的役割を果たさなければならない。</p> <p>3. 市は市民や事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。</p> <p>4. 市は市民や事業者の景観形成への意識を高め、情報を提供しなければならない。</p> <p>修正案提案の理由:</p> <p>素案第3条では、「公共事業を行う場合は」・・・「役割を果たさなければならない」とあるが、法の精神を矮小化している。</p> <p>公共事業における先導性は、もちろん必要な規定であるが、2項に移し、この条の1項、3項、4項を追加した修正案のとおりとするべきである。</p> <p>また、素案第3条では「景観計画の理念・・・にのっとり」とあり、素案第1条の「景観法の基本理念にのっとり」と二通りの「理念」が存在していて、整理できていない。</p>		
<p>景観条例</p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第X条 (事業者は自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努め、また、市の政策や施策に協力しなければならないという趣旨の条文とする)</p> <p>修正案(追加)提案の理由:</p> <p>素案には、市、事業者、市民が、それぞれ負うべき責務が書かれていない。</p> <p>法では、国、地方自治体、事業者、住民のそれぞれの責務が規定されている。それぞれの責務や役割をあいまいにして「協働」はなりたない。</p> <p>流山市の景観条例においても、市、事業者、市民の責務と役割を規定すべきである。</p>		

<p>景観条例</p>	<p>(重点区域の指定) 第4条(重点区域の指定を下記にのっとり修正する)</p> <p>修正案提案の理由: 素案第4条では第1号にて、重点区域を(1)つくばエクスプレス沿線整備区域と(2)新川耕地区域だけに限定しているが、納得性がない。(3)神社仏閣等の歴史文化景観、(4)良好な市街地景観なども、重点区域とすべきである。素案の第1条の【趣旨】では、上記も含めた”説明“だけであるが、条例素案ではこれらが忘れられている。</p>	<p>景観計画重点区域の指定につきましては、景観計画で定めることとしています。 また、景観計画重点区域は、「趣旨」及び「景観計画重点区域」に記載のとおり、地域の合意形成の進展など必要に応じて見直し、更新するとともに、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域については、新たに追加していきます。 なお、御意見を踏まえ、重点区域の条文につきまして、区域が誤認されやすいことから別表に表記するよう、以下のように変更します。 (重点区域の指定) 第7条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域(以下「重点区域」という。)として指定する。 2 重点区域は、別表第1のとおりとし、その範囲は景観計画で定めるところによる。</p> <p>別表第1 (第7条関係) 重点区域 1 つくばエクスプレス沿線整備区域 2 新川耕地区域</p>	<p>あり</p>
<p>景観条例</p>	<p>(景観計画区域内における行為で届出の対象となるもの) 第5条(【木竹の伐採】は新川耕地区域に限定して届出を義務付けているが、第4条修正案に規定した重点4区域等の全てにおいて、届出が義務付けられるよう、条例文を修正されたい。)</p> <p>修正案提案の理由: 新川耕地における木竹の緑は、貴重な景観要素であることは疑問の余地が無いが、他の区域や、思井の緑地や神社仏閣の森等の緑も、同じ程度に貴重である。</p>	<p>新川耕地区域の斜面樹林は、地権者の協力を得て市と地権者との間で「斜面樹林保全協定書」を結びその保全を図っていることから、木竹の伐採について届出をお願いするものです。 また、緑の保全につきましては、「緑化推進及び保全に関する条例」におきまして、保存樹木及び保存樹林を指定し、その所有者へ維持管理費用の一部を補助する制度を活用して保全に取り組んでいます。</p>	<p>なし</p>
<p>景観条例</p>	<p>新川耕地の元有料道路の東側の田んぼは、ホタルや野鳥や昆虫類の宝庫です。 近年、田んぼに土盛りされる場所が増えてきています。今回の景観条例で、歯止めをかけてください。</p>	<p>新川耕地の現在の景観は、営農により維持されていると考えられます。 農地として保全、維持されることが前提と考えていますので、農業施策の対応と考えています。 なお、農業施策として、「農業近代化資金利子補給条例」「農林水産業の振興に関する補助金等交付規則」「園芸振興資金助成規則」などの助成等を実施しているところです。</p>	<p>なし</p>
<p>景観条例</p>	<p>新川耕地の荒廃への歯止めとなるよう期待して、仮称「田んぼ耕作白書」を市民に公表するよう景観条例におりこんでください。</p>		
<p>景観条例</p>	<p>新川耕地の景観を維持するために、地権者の理解と協力が必要です。市からの何らかの奨励金制度を設けるよう、景観条例に入れてください。</p>		
<p>景観条例</p>	<p>わたしは、四半世紀も、スイスやカナダという、日本人があこがれる自然豊かな国に住んできました。 しかし現在運河のそばに住んでみて、これほど、自然に近く、「生き物と共存しつつ生活できる」ところは、これまで住んだことがありません。本当に、貴重で、豊かな生態系が残されていることに、驚かされます。 しかし、河川と河川敷は別として、これら運河沿いの森や公園には国有地・私有地が多く、いつ売却されたり、宅地として開拓されるのかわかりません。 現に、ここ数年の間に、国有の林も、理科大所有だったグラウンドも、売却されて大規模な宅地となってしまいました。 運河の河川景観そのものも素晴らしいですが、運河景観は、川沿いの自然豊かな森や公園と一体であるといっ て過言ではありません。 是非、運河とその周辺を、景観条例の重点区域として指定し、その景観と生態系を守って、この素晴らしい自然環境を、次の世代に渡してください。</p>	<p>景観計画重点区域の指定につきましては、景観計画で定めることとしています。 また、景観計画重点区域は、「趣旨」及び「景観計画重点区域」に記載のとおり、地域の合意形成の進展など必要に応じて見直し、更新するとともに、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域については、新たに追加していきます。 なお、御意見を踏まえ、重点区域の条文につきまして、区域が誤認されやすいことから別表に表記するよう、以下のように変更します。 (重点区域の指定) 第7条 景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を景観計画重点区域(以下「重点区域」という。)として指定する。 2 重点区域は、別表第1のとおりとし、その範囲は景観計画で定めるところによる。</p> <p>別表第1 (第7条関係) 重点区域 1 つくばエクスプレス沿線整備区域 2 新川耕地区域</p>	<p>あり</p>
<p>景観条例</p>	<p>制限事項が明確になっていない 条例案10条では「行為の制限に適合しないと認めるとき」としているが、景観計画には「制限に関する基準」となっているだけで、条例案の中にも基本計画にも法8条2項3号、法8条3項2号に規定する「制限」はみあたらず、明確になっていない。 (変更案) 第10条 市長は、第8条の規定による事前協議書の提出がないとき、または同条の規定による事前協議書の提出あった場合において、その内容が景観計画で定める良好な景観の形成のための各景観計画区域の基準および制限に適合しないと認めるときは、～以下同じ</p>	<p>景観法第8条第2項第3号では(景観計画で良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めるものとする)とされ、その事項には、第3項第2号に「次に掲げる制限(イ。建築物又は工作物の形態又は色彩その他の意匠の制限)であって、(景観行政団体による勧告、協議又は命令の基準となるもの)を定めなければならない」とされています。 その基準が景観計画の第4章「2 行為の制限に関する事項」における「基準」であり、条例にいう「景観計画で定める良好な景観形成のための行為の制限」には「基準」が含まれるものと考えております。</p>	<p>なし</p>

<p>景観条例</p>	<p>意見のベース 流山市景観条例（素案）に対する私の意見のベースについて、まず申し上げておきます。 1. 景観は環境であると同時に、福祉であり、さらに経済であると考えています。 2. 景観は「緑濃い」「水澄む」などの上辺でなく、むしろその「質」において判断されるのが正当であります。 3. 流山市に限らず、景観はひとたび崩壊すると人為によるうとも回復に100年を要します。 4. 景観を守ることは「しない」「させない」「作らせない」勇気を持つことです。 意見および修正案 条文の追加 【意義】についての条文を追加してほしい。 流山市が「景観」というものについて、いかなる意見を持っているのか、いかなる哲学の元に、いかなる定規を持って、景観法を定めるつもりであるのかを明確に述べてください。</p>	<p>景観計画は、「趣旨」及び「景観計画重点区域」に記載のとおり、地域の合意形成の進展など必要に応じて見直し、追加、更新していきます。 また、御意見を踏まえ、目的、基本理念を修正、追加します。 修正・追加した条例 （目的） 第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を推進するために、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、景観計画と相まって、流山固有の自然、歴史、文化、生活空間等を活かした潤いのある豊かな生活環境の創造を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。 （基本理念） 第2条 流山の良好な景観は、江戸川、利根運河及び新川耕地と斜面樹林、市野谷の森等豊かな緑の自然、市街地を構成している都市的機能や歴史文化的遺産等、さらには、人々が生活する空間を取り巻く環境が、市民にとってかけがえのない共有の財産であることを深く認識し、市民が、誇りと愛着を感じる魅力ある景観の恩恵を享受できるよう、保全、活用、創出、改善及び育成が図られなければならない。 2 良好な景観の形成は、市民、事業者及び市が、それぞれの担う役割を認識し、互いに連携し、かつ、協働して推進されなければならない。</p>	<p>あり</p>
<p>景観条例</p>	<p>【区域の追加】を条文化してください。 景観の中身に、絶滅危惧種などの新しい発見があったり、流山市固有の地勢、地形、遺跡、文化の発見などがあった場合には、速やかに景観法が適用されるようにすべきと思われます。</p>	<p>文化財保護法、流山市文化財の保護に関する条例などの法令で適用されるものと考えています。 景観計画は、「趣旨」及び「景観計画重点区域」に記載のとおり、地域の合意形成の進展など必要に応じて見直し、追加、更新していきます。</p>	<p>なし</p>
<p>景観条例</p>	<p>助言・指導及び勧告 2項に「市長は、助言、指導に従わない者に勧告できる」とありますが、これは手ぬるいです。「申請を棄却できる」ところまで考えていただきたい。</p>	<p>景観条例は、景観法に基づく条例となっており、景観法の規定で届出対象行為については、届出、勧告となっております。 なお、色彩等の基準においては、変更命令を出すこともできることとなっております。</p>	<p>なし</p>
<p>景観条例</p>	<p>新川耕地の意義 新川耕地は流山だけでなく、近隣の各市にとっても貴重な景観財産です。これだけの広大無辺と感ぜられる水田と延々5キロにおよぶ斜面樹林が作り出す景観は、県広しといえども滅多に見られる光景ではありません。 ヘイケボタルが自然生息し、オオタカが採餌に舞い降り、我々が実践している無農薬田んぼでは、絶滅危惧種のイチョウウキゴケ、タコノアシが出現しました。メダカやトウキョウダルマガエル、ニホンアカガエルの姿も珍しくありません。この先、どんな生物が顔を見せるのか、楽しみでなりません。 日本の原風景が広がると同時に、新川耕地はバイオエネルギーを生み出す新しい可能性も秘めているのではないですか。子どもたちの教育の場としても、これほど適正に満ち満ちている環境はありません。 使われていない水田。農家のおじいちゃん、おばあちゃんは米作りをやりたくないのでしょうか。どんな理由で放棄、休耕しているのでしょうか。先祖が汗と涙で開拓してきた水田を本当に手放したいと考えているのでしょうか。もしも何らかの方法で田んぼがやれるのなら、やりたいと思っているのではないのでしょうか。 新川耕地の埋め立て、開発に強力なブレーキとなる「景観条例」となることを切に期待しています。</p>	<p>新川耕地の現在の景観は、営農により維持されていると考えられます。 農地として保全、維持されることが前提と考えていますので、農業施策での対応と考えています。 なお、農業施策として、「農業近代化資金利子補給条例」「農林水産業の振興に関する補助金等交付規則」「園芸振興資金助成規則」などの助成等を実施しているところです。</p>	<p>なし</p>